### 教育財産(土地・建物等)の使用許可申請等をされる皆さまへ

「教育財産の使用許可」の申請等をする場合、申請者が個人か法人かを問わず<u>『暴力団等に該当</u> しない旨の誓約書』の提出が義務付けられました。

誓約書の提出義務は、平成24年5月1日以降の申請について適用されます。

## 【背景】

暴力団への規制強化等を目的として、暴力団対策法の改正が検討されるなど、全国的に暴力団排除の動きが高まっています。既に、全都道府県で暴力団排除条例が制定され、宮城県でも平成23年4月1日に暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)が施行されています。

これにより各事業者の皆様におかれましても、その行う事業に関して契約を締結する場合、契約相手の確認や契約相手からの誓約書の提出等、必要な措置を講じるよう努力義務が規定されています。

#### 【誓約書の提出義務化】

上記のような背景から、県が保有する財産(土地・建物等)の使用許可、貸付け、譲与又は売払いにおいても申請者からの暴力団排除を推進するため、今回、申請様式等の改正を行い、申請時に『暴力団等に該当しない旨の誓約書』の提出を義務付けたものです。

### 【誓約書の様式】

誓約書の様式は別添のとおりです

**誓約書には、申請者が法人(教育振興会やPTA等含む)の場合は「役員等の名簿」を添付**してください。個人の場合は誓約書のみの提出となりますが、運転免許証等により本人であるか確認させて頂きますので、御協力くださるようお願いします。

#### 【その他留意事項】

申請者及び「役員等の名簿」記載者の個人情報は,誓約書に基づき暴力団関係者ではないこと **の確認のため宮城県警察本部に提供**するほか,個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号) に基づき適正に管理させていただきます。

申請が複数ある場合でも,申請毎に誓約書の提出が必要となります。

※別紙誓約書「様式68 (要領23条の2関係)」の要領は、「公有財産事務取扱要領(昭和55 年7月1日施行)」となります。

> 【本件に対するお問い合わせ先】 東北歴史博物館管理部情報サービス班 IL: 022-368-0106

# 誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また, 貴職において必要と判断した場合に, 別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、 暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者(第三者を利用してする場合を含む。)
- (1)暴力的な要求
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
- (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
- (5)(1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為
- 備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

宮城県教育委員会教育長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

## 役 員 等 名 簿

令和 年 月 日

						令和	年	月	_⊨
役 職	氏	名	性別	住	所		生年月日		

- (注1)氏名には、ふりがなを付けて下さい。
- (注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。